

# 追加オークション募集要綱等に関する意見募集結果について

2023年1月30日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに
2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について
3. 今後の予定について

- 「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2024年度）」と「容量確保契約約款」の案について、2022年12月23日から2023年1月17日にかけて意見募集を実施した。
- 本日は、意見募集の結果と意見を踏まえた対応についてご報告する。

# (参考) 今回の意見募集対象文書(1/2)

■ 今回の意見募集対象文書は「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2024年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書等		概要	公表状況	
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	
		追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 （様式1）容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 （様式2）期待容量等算定諸元一覧	
		その他は順次発行予定	・特別オークション募集要綱、等	
	容量確保 契約書 ※1※3	契約書	・容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	（今後公表予定）
		容量確保契約約款		公表済
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの 参加登録編	・メインオークションの参加登録申請の手順、提出書類等について記載	・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：公表済 ・2026年度向け：公表済
		メインオークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	・2024年度向け：意見募集済
		追加オークションの 参加登録編	・追加オークションの参加登録申請の手順、提出書類等について記載	
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	
		実需給前に実施すべき業務 （全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源でない 場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載	・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：意見募集中 ・2026年度向け：今後公表予定
電源等差替編		・電源等差替の手順、提出書類等について記載	・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：公表済	
実効性テスト編		・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載		

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

# (参考) 今回の意見募集対象文書(2/2)

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	容量停止計画の調整業務編	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年度向け：公表済</li> <li>2025年度向け：今後公表予定</li> <li>2026年度向け：今後公表予定</li> </ul>
		その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量拠出金編、等</li> </ul>	
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面、操作方法等について記載</li> </ul>	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

第42回容量市場  
の在り方等に関する  
検討会資料より

## 2. 追加オークション募集要綱 (案) と約款 (案) の主なポイント

### ① 2023年度追加オークションに向けた検討内容の反映箇所 (1 / 2)

2023年度追加オークションに向けた検討	募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所
<p>■ <b>発動指令電源の募集量等</b></p> <p>➢ 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、<b>H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達 (北海道エリアを除く)</b>する。</p>	<p>第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法 (1) I</p> <p>なし</p>
<p>■ <b>経過措置の扱い</b></p> <p>➢ 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、「<b>①電源等の経過年数に応じた控除率</b>」と「<b>②入札内容に応じた控除率</b>」にもとづく減額を適用する。</p>	<p>第7章 調達オークション契約条件 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置</p> <p>附則 (2020年6月30日) 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出</p>
<p>■ <b>供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて (石炭混焼バイオマス)</b></p> <p>➢ 事後的に織り込む供給力 (石炭混焼バイオ) は<b>2023年度調達オークションの供給曲線に織り込む</b>。</p>	<p>第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法 3. 需要曲線の概要 (3)</p> <p>なし</p>
<p>■ <b>非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて</b></p> <p>➢ 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにて落札した電源は、<b>非効率石炭火力を対象とした誘導措置によるインセンティブを付与する</b>。</p>	<p>第7章 調達オークション契約条件 1. 容量確保契約金額</p> <p>附則 (2020年6月30日) 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出</p>

2023年度追加オークションに向けた検討内容の反映箇所 (2 / 2)

第42回容量市場  
の在り方等に関する  
検討会資料より

## 2. 追加オークション募集要綱 (案) と約款 (案) の主なポイント

### ① 2023年度追加オークションに向けた検討内容の反映箇所 (2 / 2)

2023年度追加オークションに向けた検討	募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所
<p>■ <b>リリースオークションの応札の最低価格について</b></p> <p>➢ 容量拠出金低減の実効性とオークションへの参加インセンティブをできるだけ両立しようとする観点から、<b>最低価格の水準をメインオークションにおけるエリアプライスの60%とする。</b></p>	<p>第10章 リリースオークションの応札方法 1. 応札方法 (5)</p> <p>なし</p>
<p>■ <b>リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて</b></p> <p>➢ リリースオークションで約定した容量は市場退出となるが、<b>経済的ペナルティの算定対象外</b>とする。</p>	<p>第12章 リリースオークション後の契約条件 2. 市場退出 (1)</p> <p>第13条 市場退出時の経済的ペナルティ</p>

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

### ①意見の総件数

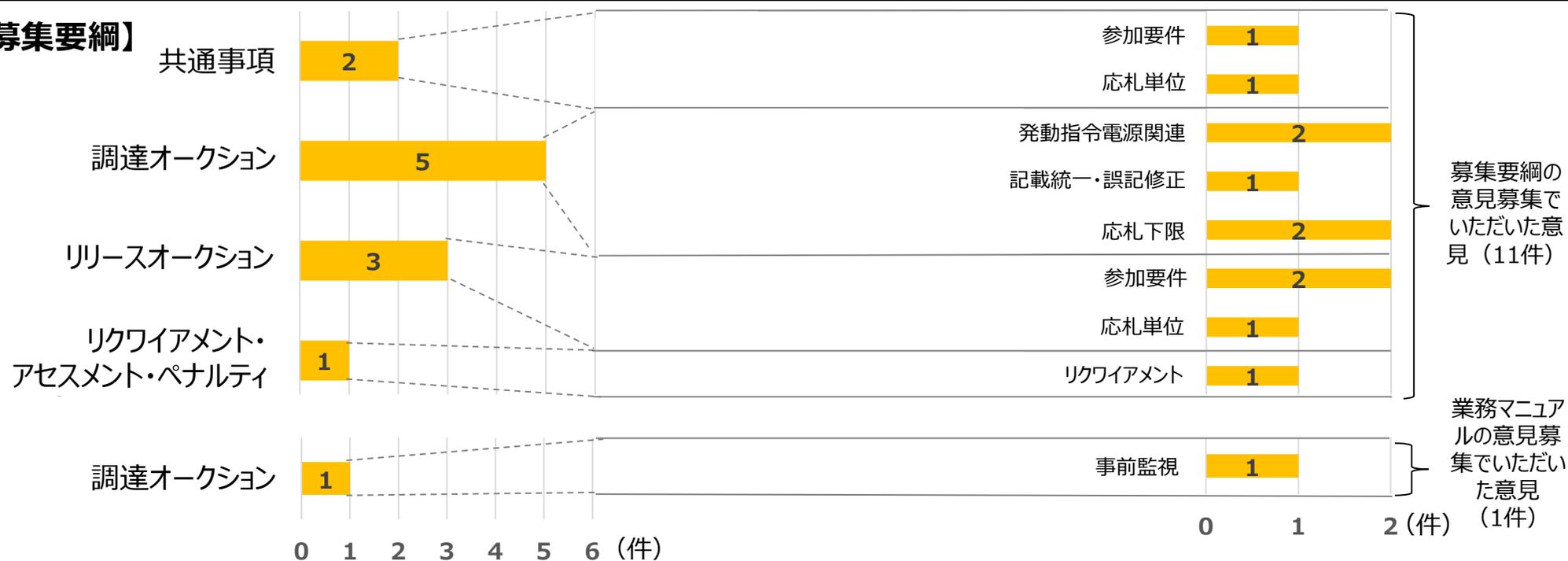
- 募集要綱と約款の意見募集に対して、計12件（4者）の意見をいただいた。
- 内訳は、募集要綱に関する意見が11件（4者）、約款に関する意見は1件（1者）であった。
- また、同時期に実施した業務マニュアルの意見募集において、募集要綱に関連する意見が1件（1者）あった。

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

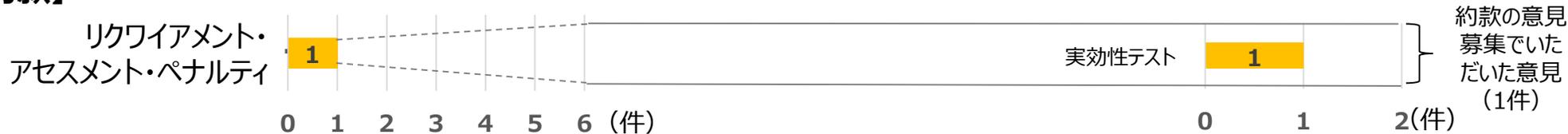
### ②意見の内訳

- 「募集要綱」に対する意見（11件）は、調達オークションに関する意見が5件、リリースオークションに関する意見が3件であり、追加オークションの初めての仕組みに関する質問を多くいただいた。
- 「約款」に対する意見（1件）は、追加オークションに関連した実効性テストに関する質問であった。
- 業務マニュアルの意見募集では、「募集要綱」の記載に対する意見（1件）があった。

#### 【募集要綱】



#### 【約款】



## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

### ③具体的な意見内容（抄）（1/4）

- 今回の意見募集において、追加オークションの仕組みに対する質問が多かったものの、募集要綱等の記載の明確化や修正等の指摘もいただいております。主な質問や指摘等に関する修正内容を紹介します。

#### <共通事項に関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案
共通事項 (参加要件)	<p>期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）および変動電源）を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の再登録が必要と記載がありますが、<b>追加オークションへ参加しない電源においては期待容量の再登録は不要</b>で良いでしょうか。</p> <p>回答案 追加オークションに参加しない電源は期待容量の再登録は不要です。 当該記載は追加オークションに参加する場合の内容であり、明確化のため、ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。</p>

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について 募集要綱の反映例（共通事項関係）

### 【募集要綱】 第2章 共通事項

#### 【募集要綱】 <変更前>

3. 追加オークション募集スケジュール  
(1) 追加オークションの募集スケジュールは以下のとおりです。  
(略)  
※2023年2月末頃（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）および変動電源）を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の再登録が必要となります。



#### 【募集要綱】 <変更後>

3. 追加オークション募集スケジュール  
(1) 追加オークションの募集スケジュールは以下のとおりです。  
(略)  
※2023年2月末頃（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）および変動電源）を利用する電源が調達オークションに参加する場合は、調整係数を更新した期待容量の再登録が必要となります。調達オークションに参加しない場合は、期待容量の再登録は不要です。

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

### ③具体的な意見内容（抄）（2/4）

<調達オークションに関する意見より>

項目	ご要望内容・回答案
調達 オークション	<p>メインオークションで約定している電源で、<b>設備更新や調整係数の更新等によって出力増が見込まれる場合は、調達オークションの応札容量は1,000kW以上</b>が応札対象という理解で良いでしょうか。</p>
	<p>回答案</p> <p>メインオークションで約定している電源が、設備更新や調整係数の更新等によって出力増が見込まれる場合は、調達オークションの応札容量において<b>メインオークションの約定容量から増加した容量が1,000kW以上の場合は、応札可能</b>です。 (容量市場においては、1,000kW以上の応札単位を参加可能としています)</p>
	<p><b>調達オークションで約定した場合は、容量確保契約書の締結に加えて、変更契約書の締結を行うケースもある</b>という理解で良いでしょうか。その場合、「容量確保契約書の締結期間終了後」という記載部分には「変更契約書」の記載も加えてはどうでしょうか。</p>
回答案	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について 募集要綱の反映例（調達オークション関係（1））

### 【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 6. 容量確保契約の結果の公表

容量確保契約書の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は「第2章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 6. 容量確保契約の結果の公表

容量確保契約書**または変更契約書**の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は「第2章 共通事項 4. 落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

### ③具体的な意見内容（抄）（3/4）

<調達オークションに関する意見（業務マニュアルへの意見のうち、募集要綱の記載に影響するもの）より>

項目	ご意見内容・回答案
調達オークション・事前監視	事前監視に関する記載があったが、第72回制度検討作業部会の資料5のP24にて、調達オークションでは価格つり上げの事前監視は実施しないとの整理がされているため、本資料では当該記載は無しとすべきではないか。
	回答案 調達オークションの箇所において、価格つり上げに関する事前監視の記載は無しとするものであり、ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について 募集要綱の反映例（調達オークション関係（2））

### 【募集要綱】 第5章 調達オークション応札方法

#### 【募集要綱】

#### ＜変更前＞

##### 1. 応札方法 (略)

(12) 容量市場において市場支配力を有する事業者(※1)が、事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格(※2)を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定(※3)し、その事実関係を確認したうえで、取り消しの対象にあたりと判断した場合は、当該事実等が参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取り消します。

※1：実需給年度が2024年度の調達オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。

※2：2022年度に開催されたメインオークションにおける指標価格とする。

※3：500万kW未満の発電規模の事業者であっても、監視の対象とする場合があります。



#### 【募集要綱】

#### ＜変更後＞

##### 1. 応札方法 (略)

(削除)

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

### ③具体的な意見内容（抄）（4/4）

#### <リリースオークションに関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案
リリース オークション	<p>発動指令電源において、<u>実効性テストを終えて契約容量を確定した後に、発動指令電源の契約の一部を対象としてリリースオークションに応札することは可能</u>という理解で良いでしょうか。</p>
	<p>回答案 <u>発動指令電源において、実効性テストにより確定した契約容量の一部を対象として、リリースオークションへ応札が可能</u>です。 なお、部分的に契約容量をリリースする場合は、現在の契約容量からリリースオークションで応札する容量を差し引いた値が1,000kW以上となるように応札してください。</p>
	<p>リリースオークションの応札可能な事業者について、メインオークションと同様に「電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者であり」との条件の記載があるが、実需給年度までに電気供給事業者になる予定でメインオークションに応札して契約した事業者がリリースオークションへ参加するケースもあるため、<u>リリースオークションの場合は契約を締結していることを条件とし、「電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者」の条件は不要</u>と修正してはどうでしょうか。</p>
	<p>回答案 ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。</p>

## 2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について 募集要綱の反映例（リリースオークション関係）

### 【募集要綱】 第8章 リリースオークション募集概要

#### 【募集要綱】 <変更前>

3. 募集内容  
(略)
- (4) 応札可能な事業者  
電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者であり、リリースオークション開催エリアにおいて、実需給年度を対象としてメインオークションで落札した全ての容量提供事業者。

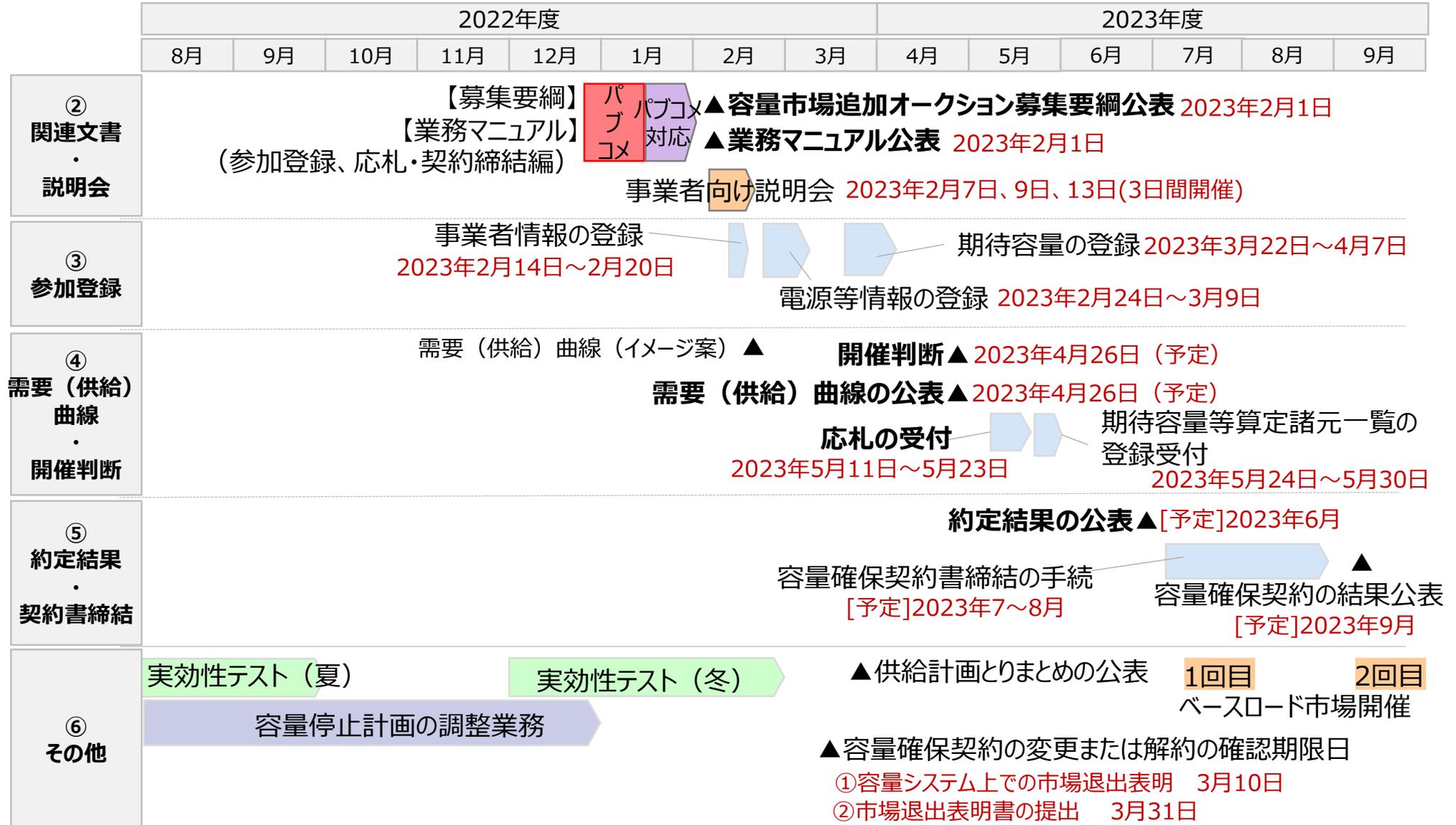


#### 【募集要綱】 <変更後>

3. 募集内容  
(略)
- (4) 応札可能な事業者  
~~電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者であり、~~リリースオークション開催エリアにおいて、実需給年度を対象としてメインオークションで落札した全ての容量提供事業者。

- 今後のスケジュールとして、募集要綱や約款について、今回の意見募集の結果および誤記修正等を反映し、**2月1日に公表を予定**している。
- また、**2月7日より事業者向け説明会の開催**を開始する。
  - 事業者向け説明会の開催日程・・・2023年2月7日、9日、13日を予定
- 参加登録や応札等の手続きについては、**事業者情報登録を2月14日より開始**し、電源等情報の登録など、参加登録の受付を開始する。その後、4月の開催判断のあと、開催が判断された場合は、**応札期間を5月11日～23日として予定**している。
- オークションの手続き等の内容をわかりやすく周知していくため、資料等の提供を広域機関HPで行うとともに、容量市場かいせつスペシャルサイトなど、WEBサイトでの情報発信も行っていく。

■ 2023年度追加オークションの応札に向けた参加登録等は、以下日程を予定している。



- 第42回の本検討会において整理を行った市場退出の手続き方法（「容量確保契約の変更または解約」の確認期限日）については、事業者へ直接通知するとともに、広域機関HPで公表している。

【広域機関HPによる公表例】

更新日：2022年12月23日

### 容量市場からの市場退出の表明について（対象実需給年度：2024年度）

容量確保契約約款第13条第1項に記載の通り、「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」を境に、市場退出時の経済的ペナルティの算定方法が変更となります。

①容量市場システム上での市場退出表明

**2023年3月10日(金)**までに、容量市場システムにて市場退出の表明を実施してください。

この期日が「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」となります。

②市場退出表明書の提出

**2023年3月31日(金)**までに、押印済みの市場退出表明書を提出してください。

市場退出表明書の様式等については、①を実施された事業者様へ、個別に広域機関からご連絡しますので、お早めに①の手続きをお願いいたします。

それぞれの期日内に①・②の手続きが完了した電源等について、その後、市場退出が認められた場合※に、経済的ペナルティの算定方法として約款第13条第1項第1号が適用されます。

※市場退出の確定は、市場退出表明書の提出後に判断されますのでご注意ください。

詳細は下記に添付の「容量市場からの市場退出の表明について（対象実需給年度：2024年度）」をご参照ください。

- [容量市場からの市場退出の表明について（対象実需給年度：2024年度）](#)  (1112KB)

## 5. 市場退出の手続き方法等について

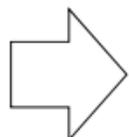
- 第40回の本検討会において、追加オークションの開催判断として扱う場合の「**容量確保契約の変更または解約**」の**確認期限日**については、容量確保契約の変更または解約の申請に必要な提出書式、および提出期日等の申請方法を今後示していくとしていた。  
(市場退出時の経済的ペナルティは、容量確保契約の変更または解約の確認期限日を起点に異なる率を設定)
- 手続きの申請に関しては、4月の追加オークション開催判断に必要なデータ確認と合わせることを求められ、対象となる電源等に市場退出に関する意思の連絡を求めること等、一定の確認期間が必要となる。
- ついては、このあと**詳細な市場退出の手続き方法を広域機関HPで公表し、確認期限日を3月10日※として案内を予定している。**  
※実需給年度2024年度の確認期限日は2023年3月10日となり、その後の様式等の提出〆切は2023年3月31日で案内を予定しています。  
※市場退出の要件は、容量確保契約約款第12条にもとづきます。所定の書式の提出が2023年3月31日までに Rowe ない場合は、確認期限日の翌日以降に市場退出表明が行われたものと扱います。

### <容量市場 容量確保契約約款>

#### 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

- ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
- ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%



#### 【実需給年度2024年度における市場退出時の経済的ペナルティ】

- **2023年3月10日(金)までに市場退出を表明された電源等**  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
- **2023年3月10日(金)の翌日以降に市場退出を表明された電源等**  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%